

第1回「高知県森林整備公社経営検討委員会」の概要について

日 時：平成21年11月18日（水）18：00～20：00

場 所：県庁本庁舎2階 第二応接室

出席者：高知県森林整備公社経営検討委員会

（委員）根小田委員長、金子委員、高村委員、武田委員、戸田委員、中越委員、橋本（誠）委員

（高知県）恩田総務部長、臼井林業振興・環境部長、安岡林業振興・環境部副部長、大野森づくり推進課長、久武企画監（分収林改革担当）

議 題：（1）委員長の互選

（2）高知県森林整備公社の概要（体制・経営状況）について

（3）国及び県の支援策について

（4）全国の林業公社の状況について

（5）今後のスケジュールについて

1 総務部長あいさつ

2 委員への委嘱状交付

3 委員及び県出席者の自己紹介

4 検討委員会設置要綱及び委員会の目的の説明

○事務局から、資料1、資料2、資料3に基づき説明。

5 議事

（1）委員長の互選

- ・根小田委員を会長に選任。会長の職務代理者については後日指名。
- ・会議を原則公開で行うことを決定。

（2）高知県森林整備公社の概要（体制・経営状況）について

○事務局から、資料4、資料5、資料6、資料7、資料9、資料11に基づき説明。

<主な質疑・意見>

（委員）

公社は利用間伐がこれから本格的に始まるのか。

（事務局）

高知県の公社は、今までは伐捨間伐であったが、今後は収入間伐の時期になった。

（3）国及び県の支援策について

○事務局から、資料8に基づき説明。

<主な質疑・意見>

（委員）

形式上とはいえ、180億円の賛助金を貸付金に振り替えることに対する背任の可能性についてはどのように考えているのか。

(事務局)

庁内での議論や、専門家のご意見をいただき、議会には債権として報告し、公社も長期借入金として計上していることから、実質的には新たな支援ではなく、反対に貸付金にすることで得られる特別交付税を受けない方の問題が大きいというご指摘をいただいた。

(委員)

追加の支出を実質的に伴わないこと、すでに賛助金の返還が予定されている性質のものであること、そういう債権管理を今まで県としてやってきたことで、特別交付税拡充の措置を利用するためには必要性が高いということであれば議会の議決を経たうえで、振替の手続きをすることは、法的には問題ないと考えられる。

(委員)

貸付金は県に返す義務のあるもの、賛助金は収入があった場合は返すべきものであるため、貸付金にすることで公社に対する強制力が強まるという意味では、より良く対応している。特別交付税は、貸付金も利子助成も対象になるということで、利子助成補助金として1億8900万円が区分されているが、その理由は。

(事務局)

特別交付税は無利子貸付と利子補給額が対象であるが、貸付金と利子補給額の交付税の算定の基準が違う。利子補給は利子補給相当額1億89百万の約50%が特別交付税措置される。これを貸付金にすると、4月の長プラ、今年であれば2.25%の半分になってしまう。賛助金はもともと補助金であり、利子助成は貸付金ではなく補助金で支援することで特別交付税の増額を得て、同時に公社も債務が増えないという支援策になるように行ったもの。

(4) 全国的林業公社の状況について

○事務局から、資料10に基づき説明。

<主な質疑・意見>

(委員)

全国的に差があっても、同じような問題に直面しているのか。

(事務局)

基本的には各県が同じような状態で、経営的にはかなり厳しい。特に滋賀県が厳しく、滋賀県の公社については特定調停をしたが、公庫は損失補償をとっており、結局、滋賀県が免責的債務引き受けという形で公社の債務を全部引き受けている。

(委員)

神奈川県は森林づくり公社、平成22年の前半解散予定とあるが。

(事務局)

神奈川県で解散をするということで議決し、県営林化をする。神奈川県が公社の森林と債務を全部引き受け、公社を整理する手法をとっている。

(委員)

新たな貸付金は返済が前提になると思うが、分収林契約の土地所有者に対する負担は新たに発生するのか。

(事務局)

債権・債務関係については、県と公社の関係であり、特定調停をした滋賀県の事例についても、土地所有者については一切関知をしてないので、全くゼロということではないにしても、前例から考えると影響は少ないと思っている。

(委員)

経営改善計画では、平成 24 年にプラス・マイナスゼロになっているが、賛助金が 5 億 7,000 万入って経営改善と言えるのか。賛助金をゼロにするような計画にはならないのか。

(事務局)

高知県の公社の場合は、森林が収入間伐の時期に達したばかりで、契約満了により皆伐して収益を上げる林齢まで達していないということ。

(委員)

いつ契約満期を迎えるのか。

(事務局)

公社の契約が全て終わるのは、2078 年。収入のピークが 2058 年ぐらい。あと 45 年から 50 年ぐらい経過しないと収入のピークが来ない。一方、公庫の約定償還は毎年あるが公社にはその財源がなく県が貸付しなければ公社が倒れる。市中資金も公庫資金も県が損失補償をしているため、公社が払わなければ、県がその損失補償の履行を求められるという金融のシステム。

(委員)

全部終わったら赤字はどうなるのか。

(事務局)

「第 2 期経営改善実行計画」の長期収支見通しでは、28 億ぐらいの赤字ということ。ただ、木材価格が上下するという変動要素がある。

(委員)

今、もし事業を廃したらどれぐらいの赤字になるのか。

(事務局)

契約満期が来るまで木が伐れないため、今の借金全額が残る。契約違反で土地所有者から違約金や損害金を求められる可能性もある。

(委員)

岩手県、大分県で公社を廃止して県営林化しているが、その場合の契約方法は。

(事務局)

免責的債務引き受けで、公庫と公社が結んでいる金銭消費貸借契約を、公社の債務を免責して、公庫と県が新たに契約を結ぶ。土地所有者との契約は県が引き継ぎ、造林者が公社から県になったということ。

(5) 今後のスケジュールについて

○事務局から、資料 1 2 に基づき説明。

第 2 回検討委員会は、平成 22 年 1 月か 2 月で行いたい。

(委員)

日程を事務局で調整し、次回も予め資料等を事務局から送付してもらいたい。